

Secure Back 3

iDC ライセンス使用許諾規約

株式会社アール・アイ（以下「当社」といいます。）は、当社が「iDC ライセンス」の名称で提供する遠隔地データバックアップサービスの利用に関し、以下のとおり本 iDC ライセンス使用許諾規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第1条（定義）

本規約において次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 「本ライセンス」とは、当社が本規約に基づき「iDC ライセンス」の名称で提供するサービスを使用するための使用权をいい、文脈上、当社が本ライセンスに基づきお客様に提供する当該サービスを意味し、その内容は第4条で定めるものとします。なお本ライセンスは、Secure Back Manager 1 ライセンスに対して適用されます。
- (2) 「本契約」とは、本ライセンスの利用希望者が第3条第1項に基づき書面で行う本ライセンスの利用申し込みを、当社が承諾することにより成立する本ライセンスの利用に関する契約をいい、本規約のほか、申請書、価格表、マニュアル等の諸規定、及び当社とお客様との間で個別に取り交わされる特約の内容をもって本契約を構成するものとし、「本契約」という場合、これらのすべてを含みます。なお本契約は、Secure Back Manager 1 ライセンスにつき、1つの契約が締結されます。
- (3) 「お客様」とは、Secure Back Manager 1 ライセンスを既に利用しているか、又は、本契約締結と同時に Secure Back Manager1 ライセンスを購入しており、本契約を締結して本ライセンスを利用する法人、組合又は個人をいいます。
- (4) 「価格表」とは、お客様が製品購入先から本ライセンスを購入する際に適用されるその時々において有効な本ライセンスの利用料金を記載した書面をいいます。
- (5) 「Secure Back Manager」とは、電子データのバックアップ及び本ライセンスの使用を目的としてお客様自身が保有するコンピュータにインストールすべき当社指定のソフトウェアをいいます。
- (6) 「関連ソフトウェア」とは、当社による本サービス提供の対象となる Secure Back Manager、及び、それに関連付けられる Secure Back Client、その他 Secure Back Manager 以外のソフトウェアをいいます。なお、関連ソフトウェアは、同一のライセンス証書に記載されます。
- (7) 「関連契約」とは、本ライセンスを利用するにあたって、お客様が当社との間で締結する関連ソフトウェアに関するソフトウェア使用許諾契約、ソフトウェアサービスライセンス利用規約、評価契約その他関連する契約をいいます。
- (8) 「関連資料」とは、本ライセンスに付属するマニュアル、価格表、その他当社がお客様に対して提供する本ライセンスに関連する一切の資料をいいます。

- (9) 「契約成立日」とは、本契約が成立した日であって、当社がお客様に対してライセンス証書を発行した日をいいます。
- (10) 「更新選択期間」とは、お客様が、本契約にかかる利用料金の支払方法、本ライセンスで利用するディスクスペースの減量、及び本契約を更新しない旨の当社への通知、をできる期間をいいます。なお更新選択期間はライセンス証書記載のとおりとします。
- (11) 「ライセンス証書」とは、お客様が Secure Back Manager 及びその他の関連ソフトウェアを購入後、当社がお客様より購入の申請を受領して承認し、お客様による使用を認めたライセンスを記載してお客様に対して発行する保有ライセンス証書をいいます。ライセンス証書は、本契約に基づき変更された保有ライセンス証書を含み、常に最新のものが有効となります。なおライセンス証書は、Secure Back Manager 1 ライセンスにつき1つ発行されます。
- (12) 「マニュアル」とは、本ライセンスの機能の説明や利用方法、操作方法等、本ライセンスを利用するために必要な事項を記載した書面をいいます。
- (13) 「関連情報」とは、当社がお客様に対して提供する本ライセンスを利用する上で必要となり、ライセンス証書に記載される ID・パスワード等の情報をいいます。
- (14) 「クライアント」とは、バックアップサーバに接続され、関連ソフトウェアである Secure Back Client をインストールした、お客様が使用及び管理するコンピュータをいいます。
- (15) 「バックアップサーバ」とは、関連ソフトウェアである Secure Back Manager をインストールした、お客様が使用及び管理するコンピュータをいいます。
- (16) 「製品購入先」とは、お客様が本ライセンスを購入した先をさし、ライセンス証書の製品購入先欄に記載された法人をいい、当社である場合もあります。
- (17) 「申請書」とは、お客様が、本ライセンスの申し込み、その内容の変更、更新拒絶、契約の解約その他の目的で、当社又は製品購入先に申し込みをおこなう際に使用する当社指定の書面をいいます。
- (18) 「電子データ」とは、電子的方式又は磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理のために利用されるものをいいます。
- (19) 「提携事業者」とは、本ライセンスを提供するために当社がその時々において本ライセンスの一部を委託する第三者（当社の関係会社を含みます。）をいいます。
- (20) 「お客様用設備」とは、お客様が本ライセンスを利用するために設置し、かつ維持するコンピュータ（関連ソフトウェアを含みます。）並びに電気通信機器その他の設備（入出力装置を含みます。）をいいます。
- (21) 「本ライセンス用設備」とは、当社及び提携事業者が本契約又は関連契約に基づきお客様に対し本ライセンス又はその他のサービスを利用可能な状態にするために設

- 置し、かつ維持する電気通信機器その他の設備（入出力装置を含みます。）をいいます。
- (22) 「データセンタ」とは、本ライセンス用設備を構成するものであって、当社又は提携事業者が運営管理する、お客様の保有するデータを保存するサーバ又は当該サーバが設置された施設をいいます。
- (23) 「営業日」とは当社が定める休日（土日、祝祭日、年末年始、夏季・冬季休暇）を除く日をいいます。

第2条（申し込み・承諾）

1. お客様は、申請書に必要事項を記入して製品購入先に提出する方法により、本ライセンスの利用を申し込みます。お客様は、本項に基づく申請書の提出を行った時点で本規約の条項に拘束されることに同意したものとします。
2. 当社は、前項の申し込みを審査してこれを承諾する場合、お客様に対し、本ライセンスの利用に必要な関連情報を記載したライセンス証書を送付します。
3. 当社は第1項の申し込みを承諾するか否かにつき、その裁量で判断できるものとし、次の各号にお客様が該当する場合には本ライセンスの申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 利用希望者が当社に提出した申請書などの記載情報に虚偽、不正確、記入漏れ、誤記等があった場合。
 - (2) 過去に契約違反等により、当社の提供するサービス（本ライセンスを含みます）の利用資格を取り消されたことがある場合。
 - (3) お客様及び第10条に定める利用者につき、第20条第1項又は第2項に定める解除事由のいずれかが発生しているか、当該事由に該当するおそれがある場合。
 - (4) お客様が希望する申し込みの内容が、予定されている本ライセンスの提供内容よりも、物理的、技術的又は容量的にみて超過している場合。
 - (5) お客様への本ライセンスの提供が、当社の他の顧客の本ライセンスの利用に対する支障又は障害となる場合。
 - (6) お客様への本ライセンスの提供につき、当社の業務遂行上の支障又は技術上の故障があると判断される場合。
 - (7) 申し込みの時点において、本ライセンスの提供が停止中である場合。
 - (8) その他当社が契約者として不適切と判断した場合。
4. 前項の規定により、当社が本ライセンスの申し込みを承諾しない場合、当社は、お客様に対しその旨を第29条第1項に定める方法にて通知します。

第3条（本契約の成立）

お客様は、前条に基づき本契約の申し込みが行われ、当社が発行するライセンス証書をお客様が受領した時点から本ライセンスの利用ができるものとし、当社がライセンス証書を

発行した時点をもって本契約が成立するものとします。

第4条（本ライセンスの内容）

1. 本ライセンスは、お客様の使用及び管理するコンピュータに保存されている電子データの保管先として、当社及び提携事業者が管理するデータセンタのディスクスペースを提供する有料のサービスです。
2. 本ライセンスの詳細及び具体的な利用方法は、マニュアルその他の関連資料に記載のとおりとします。

第5条（本契約の遵守）

当社は本契約に基づき本ライセンスを提供するものとし、お客様は本契約を完全に遵守し、かつ第10条に定める利用者に対しても本契約を遵守させるものとします。

第6条（利用の条件）

1. お客様は本ライセンスを利用するにあたり、関連ソフトウェアの使用許諾契約に予め同意するものとします。
2. 本ライセンスはその運用上、当社のシステムとお客様が購入した関連ソフトウェアのアップデート後も本ライセンスを継続して利用するには、関連ソフトウェアと当社のシステムとでバージョンを合わせる必要があります。そのためお客様は、本契約を締結すると同時に当社との間でソフトウェアサービスライセンス利用規約を締結する必要があることに予め同意し、当社との間で関連契約であるソフトウェアサービスライセンス利用規約を締結するものとします。

第7条（契約期間・更新）

1. 本契約の契約期間は、本契約の契約成立日から1年間とします。
2. 当社は、前項で定める契約期間をライセンス証書に記載するものとします。
3. 本契約は、お客様が更新選択期間中に当社所定の申請書をもって更新しない旨を当社に対して通知しない限り、本契約の契約期間満了時点の契約内容をもって、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。
4. 第8条第4項及び第5項による変更を当社が受領した場合、本契約は当該変更内容にて本契約の期間満了月の翌月1日をもって1年間更新されるものとします。

第8条（お客様からの本ライセンスの内容の変更）

1. お客様は、本ライセンスで利用するディスクスペースの増量又は上限帯域の拡張（以下、2つを合わせて「増量」といいます。）を希望する場合、当社が指定する申請書に必要事項を記入して製品購入先に提出することにより、本ライセンスの内容の変更を

申し込めるものとします。

2. 前項の増量のための本ライセンスの内容の変更の申し込みの手続きは、第2条に定める手続きに従って行われるものとします。本ライセンスの内容の変更に係る契約成立日は、当社が、当該変更のための申請書を受領し、変更内容を反映したライセンス証書を発行した日となります。
3. 当社は第1項で定める増量の申し込みを毎月末日に締め切り、当社が申請書を受領した日（但し、当該受領日が当社の営業日でない場合、当該受領日の翌営業日が当該受領日となるものとします。）の属する月の翌月に初めて到来した営業日に変更を反映するものとします。
4. 理由の如何を問わず、本ライセンスで利用するディスクスペースの減量又は上限帯域の縮小（以下、2つを合わせて「減量」といいます）のための本ライセンスの内容の変更は、更新選択期間内でのみ可能とし、本契約の契約期間内で行うことはできないものとします。
5. お客様は、本契約に係る利用料金の支払方法を変更する場合、更新選択期間内に支払方法を変更する旨を申請書に記入して製品購入先に提出するものとします。

第9条（利用料金及び支払方法）

1. 本ライセンスに係る利用料金及びその支払方法は、ライセンス証書に記載された製品購入先が定めるとおりとし、本条第2項以下は製品購入先が当社の場合の規定とします。
2. 本ライセンスの年間利用料金（以下、「利用料金」といいます。）は、当社が定める最新の価格表に記載されたとおりとします。
3. 当社は、本ライセンスの利用料金につき、本契約の各更新時に改定する権利を留保します。
4. お客様は、本ライセンスの初回購入時に本ライセンスの利用料金及び消費税の支払方法として、一括払い又は月額払いのいずれかを選択するものとします。ただし、これらの支払方法の選択及びその変更は、本契約の締結時又は更新選択期間内でのみ行えるものとし、本契約の契約期間中は、お客様が第8条に従って本ライセンス内容の変更を行う場合も、これらの支払方法の変更はできないものとします。
5. お客様が本契約の更新時に支払方法の変更を希望する場合、ライセンス証書記載の更新選択期間内に、製品購入先に対し、申請書にて変更を申し込むものとします。
6. お客様が第4項に定める支払方法から一括払いを選択した場合、当社はお客様から申請のあった本ライセンスの利用料金を申請当月の末日で締め切り、速やかに請求書を発行します。お客様は、請求書発行月の末日までに、請求書記載の金額を、同請求書記載の口座に振り込む方法で支払うものとします。一括払いを選択したお客様が第8条に従って本ライセンス内容の変更を行った場合の利用料金の増額分

(ライセンス内容の変更の反映を行った月から契約期間満了日までの月額利用料金の合計金額とします。) 及び消費税の支払いについても同様とします。なお振り込みに要する費用はお客様が負担するものとします。

7. お客様が第4項に定める支払方法から月額払いを選択した場合、お客様は当社への銀行振込による方法又は当社指定の集金代行業者を介した口座振替のいずれかの方法を選択するものとします。
8. お客様が前項の支払方法から口座振替を選択した場合、当社はお客様が翌月に利用する本ライセンスの数量を毎月月末で締め切り、当社指定の集金代行業者に対して請求依頼手続きを実施します。お客様は、本ライセンスの月額の利用料金及び消費税につき、当社が指定する集金代行業者を介し、当該集金代行業者の定めに従ってお客様が保有する金融機関の口座から月次振替にて支払うものとします。なお、振替に要する費用は当社が負担するものとします。
9. お客様が第7項の支払方法から銀行振込を選択した場合、当社はお客様が翌月に利用する本ライセンスの数量を毎月月末で締め切り、速やかに請求書を発行します。お客様は、請求書発行月の末日までに、請求書記載の金額を、同請求書記載の口座に振り込む方法で支払うものとします。なお振り込みに要する費用はお客様が負担するものとします。
10. 前項の月額払いを選択したお客様が第8条に従って本ライセンス内容を変更した場合、本ライセンス内容の変更の効力発生日から、お客様が支払うべき本ライセンスの月額利用料金及び消費税が変更後の本ライセンスの内容について価格表に従った金額に変更され、当該変更後の月額利用料金及び消費税が、支払いの対象金額となります。
11. 本ライセンスの利用料金としてお客様から当社に対して支払われた金銭は、理由の如何にかかわらず返金しないものとします。
12. 本ライセンスの利用料金の支払いに対する領収書は、振込票の控え又は集金代行業者が発行する明細をもってこれに代えるものとし、当社は別途領収書の発行を行わないものとします。
13. 第24条に定める本ライセンスの運用停止であるか否かを問わず、お客様が本ライセンスを利用できない状態が生じた場合であっても、又はお客様が本ライセンスを利用しない場合であっても、本契約に従って支払うべき利用料金はこれに課される消費税相当額と共に発生し、お客様はこれを支払うものとします。

第10条 (利用者及び利用場所)

1. 本ライセンスの利用者(本条に基づき許容される利用者を総称して、以下「利用者」といいます。)はお客様及びお客様が雇用する従業員のみとします。なお、お客様が、お客様の支店、子会社を含む関係会社、業務委託先等、お客様が雇用する従業員以外

の第三者に本ライセンスを利用させることを希望する場合、お客様は、当社に対し、あらかじめその旨を通知し、当社の承諾を得ることを必要とします。当社はその承諾を不合理に拒否しないものとします。

2. 利用者の本ライセンスを利用することのできる場所は、日本国内に限るものとし、お客様は申請書にて本ライセンスの利用場所を製品購入先に届け出るものとします。また、それらに変更が生じた場合、直ちにその内容を申請書への記入をもって製品購入先に届け出るものとします。

第11条 (使用方法及びお客様の責任)

1. お客様は、自ら本契約及び関連契約の各条項を遵守するのみならず、その他の利用者に本契約及び関連契約の各条項を遵守させるよう徹底確保するものとし、当該利用者にて本契約及び関連契約の各条項に違反があった場合、当該利用者の違反をもってお客様の違反とみなします。
2. お客様その他利用者は、本ライセンスの利用に際し、日本国内外の著作権法並びに著作者の権利及びこれに隣接する権利に関する諸条約その他知的財産権に関するすべての法令を遵守するものとします。
3. お客様は自らの責任と費用負担において、本ライセンスを使用する上で必要な関連ソフトウェアを購入し、当該関連ソフトウェアをお客様のコンピュータにインストールするものとします。
4. お客様は自らの責任と費用負担で、インターネット、電気通信サービスその他必要な装置類の入手、管理、保守その他利用し得る状態に維持するものとします。
5. お客様は、お客様その他利用者のいずれかが本ライセンスを利用したことにより起因又は関連して発生した第三者からの権利主張、要求、費用、損害、損失、責任及び支払いについて、自己の責任をもって解決するものとし、当社、製品購入先及び提携事業者に対し、何らの損失、負担、迷惑を与えないものとします。

第12条 (委託)

当社は、本ライセンスの提供に係る業務の一部を提携事業者に対して委託することができるものとします。当社が提携事業者に対して本ライセンスの提供に係る業務の一部を委託する場合、当社は、当該委託部分について、提携事業者の選任及び監督についての責任を負担します。

第13条 (関連情報の管理)

1. お客様は、関連情報の利用及び管理について一切の責任を負うものとします。
2. お客様は、自己の責任においてお客様及び第 10 条に定める利用者のみに関連情報を利用させることができるものとします。お客様は、お客様及び第 10 条に定める利用

者以外の第三者に対する関連情報の開示、譲渡、名義変更、売買、共有、貸与、質入等をしてはならないものとします。

3. 関連情報の管理不十分、利用上の過誤、第三者の利用等（家族、従業員等による利用を含む）による損害の責任は、お客様が負うものとし、当社は一切責任を負いません。
4. お客様は、関連情報が盗まれたり、第三者にお客様の許可なく利用されていたりすることを知った場合は、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合には、これに従うものとします。
5. お客様は、関連情報に含まれる自己のユーザ ID 及びパスワードを失念した場合は当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとします。また、ユーザ ID 及びこれに対応したパスワードによりなされた本ライセンスの利用はお客様本人によりなされた利用とみなします。

第14条 （禁止事項）

お客様及び第 10 条に定める利用者は、本ライセンスの利用にあたって次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 本契約、関連契約又はお客様と当社との間のその他の契約その他の合意に反する行為。
- (2) 本契約若しくは関連契約に基づく当社による義務の履行、本契約若しくは関連契約に関する当社による本ライセンス、関連ソフトウェア又はその他のサービスの提供、当該履行若しくは提供に要する機器、設備その他施設の管理運営を妨げる行為、又は当社の信用を毀損する行為若しくはそのおそれのある行為。
- (3) 他人又は架空の名義により、本ライセンスを利用する行為。
- (4) 本ライセンスの一部又は全部を、第三者に対し、再販、貸与、リースその他の方法で処分し、又は利用させる行為。
- (5) 当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づきお客様に付与される契約上の地位、権利及び義務を、第三者に対して譲渡、移転し、又は引き受けさせる行為。
- (6) 当社の他の顧客のユーザ ID 及びパスワード等関連情報に係る情報を利用する行為。
- (7) 第三者の知的財産権若しくはその他の権利を侵害する恐れがあるか、又は第三者のプライバシーを侵害し、若しくは名誉、信用を毀損する恐れのあるデータを転送若しくは保存する行為。
- (8) コンピュータウイルス又はその他の有害なコンピュータコード（それらの含まれるファイル等を含みます。）を含む何らかのデータを転送又は保存する行為。
- (9) 犯罪に結びつく行為又はそのおそれのある行為。
- (10) 公序良俗に反する行為。
- (11) 法令に反する行為又はそのおそれのある行為。
- (12) その他、当社が不適切と判断する行為。

りお客様その他利用者又は第三者に発生する損害について、当社は何ら責任を負わないものとします。

第18条 (遅延利息)

1. お客様が本ライセンスの利用料金その他本契約に基づく債務の支払いを怠った場合、お客様は、所定の支払期日の翌日から実際に支払われるまで、年 14.6%の遅延利息を支払うものとします。
2. 本ライセンスの利用料金その他本契約に基づく債務の支払いに要する手数料その他の費用は、お客様が負担するものとします。

第19条 (お客様による本契約の解約)

1. お客様は、本条に従って（なお、第 22 条に基づく場合も含まれます。）本契約の全部を解約する場合を除き、本契約の契約期間満了前に、本契約を解約することはできません。
2. お客様は、契約期間の満了前に本契約の解約を希望する場合、本契約を解約する旨の申請書に必要事項を記入して製品購入先に提出するものとし、当該申請書に記載された解除希望月の末日をもって本契約の全部が解約されたものとします。
3. お客様は、第 22 条第 2 項に基づく解約の場合を除き、当社に対し、前項の解約日の翌日から契約期間満了日までに係る利用料金及び消費税相当額の合計額の半額を当社の指定する方法により支払うものとします。
4. いかなる場合も、お客様は、契約期間中に本契約の一部を解約することはできないものとします。

第20条 (解除)

1. お客様につき以下の各号のいずれか一つ以上に該当する事由がある場合《お客様が法人の場合、その役員及び従業員（正社員、アルバイト、派遣社員等を含み、雇用の形態を問いません。）が以下の各号に該当する事由がある場合を含みます。》には、当社はお客様に対し何らの催告又は通知を要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします（なお、製品購入先が当社であるか否かを問いません。）。本項の定めにより本契約が解除された場合、お客様はその時点で発生しているすべての債務を速やかに履行するものとします。
 - (1) 第 14 条各号の禁止事項を行った場合。
 - (2) 本契約及び関連ソフトウェアの売買契約に基づく債務の支払いを怠った場合。
 - (3) 本規約に違反し（ただし、前各号に違反する場合を除く）、当社からの通知を受領後 10 日以内に当該違反を是正しなかった場合。
 - (4) 本契約締結後に、第 3 条第 3 項各号に掲げるいずれか一つ以上事由のあることが判

明した場合。

- (5) 反社会的勢力（暴力団、総会屋、その他の反社会的な団体又は個人）であること若しくはあったことが判明した場合、又は反社会的勢力と、目的の如何を問わず、資本関係、取引関係、人的関係等のあること若しくはあったことが判明した場合。
 - (6) 法令違反若しくは罪を犯し、又は刑事事件に関与していることが疑わしいと当社が認めた場合であって、本契約を締結することが当社の信用を害するおそれがあると当社が判断した場合。
 - (7) 当社の他の顧客若しくは製品購入先その他取引先の利益を不当に害したとき、又は当社の信用、社会的名声若しくは地位を傷つけ、若しくは当社の業務を妨害した場合。
 - (8) 特定の6ヵ月間に当社から本契約の義務の不履行又は違反に関する通知を3回受領したとき。ただし、当該不履行又は違反が是正されたか否かは問いません。
2. 当社及びお客様は、次の各号に該当する事由のいずれかが発生した場合には、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除できるものとします。
- (1) 監督官庁より営業の停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。
 - (2) 支払停止又は支払不能、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算、又は特定調停の申立てをし、又は申立てを受けた場合。
 - (3) 仮差押え、仮処分、保全差押え、強制執行、担保権の実行又は公租公課の滞納処分がなされた場合。
 - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - (5) 前4号のほか、お客様の営業上又は財務上の信用状況が悪化し、又はそのおそれがある場合。
 - (6) 廃業又は解散した場合。

第21条 (届出事項の変更)

1. お客様は、各申請書に記入した内容及び請求書送付先に関する事項に変更があった場合、速やかに製品購入先に変更後の内容を記載した申請書を提出するものとします。なお当社が要求する場合、お客様はその変更内容を証明する書類を当社に提出するものとします。
2. お客様は、前項の変更手続を怠った場合、当社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとします。

第22条 (本ライセンスの変更・終了)

1. 当社は、本契約、本ライセンスの内容、関連ソフトウェアの仕様、関連契約の内容、関連契約に基づくサポートその他関連するサービスの内容の一部又は全部を、お客様からの事前の同意を得ることなく変更又は終了できるものとします（以下総称して「本契

約の変更又は終了」といいます。)。本ライセンスの内容が変更になった場合、変更後の料金その他一切の提供条件がお客様に対して適用されるものとします。

2. 前項による本契約の変更又は終了を行う場合、当社は、お客様に対して 60 日間の事前の予告期間を設けて変更後の本契約を第 28 条第 1 項に定める方法により通知するものとします。この場合、お客様は予告期間内に限り第 19 条の規定に従って本契約を解約できるものとします。
3. 前項にかかわらず、当社が決定した本契約の変更及び終了の結果、いかなるお客様についても、本ライセンスの利用のための具体的な費用（お客様用設備の改善のための費用を含みます）の増加が生じない場合、その他いかなるお客様についても不利益が生じない場合、当該変更は、前項に基づく通知が行われたと同時に、その効力が生じるものとします。
4. 本条により本ライセンスが終了となった時点で、当社が本ライセンスの代替となるサービスを提供できる場合、第 28 条第 1 項に定める方法によりお客様に通知するものとします。

第23条 （電気通信設備の故障）

当社及びお客様は、本ライセンスの正常な運用を妨げる何らかのシステムのトラブル又は故障を発見したときは、速やかに相手方に通知するものとします。当社は、その原因を調査するものとし、本ライセンス用設備に原因があることが判明した場合、必要な復旧その他の対応を行います。また、お客様用設備、電気通信回線その他の設備に原因があることが判明した場合、お客様において必要な復旧その他の対応を行い、当社は何らの責任も負担しないものとします。当社及びお客様は、必要な復旧その他の対応を行うに際して相手方から要請された場合には、その状況下で実施可能な協力を誠実に行うものとします。

第24条 （本ライセンスの運用停止）

1. 当社は、本ライセンスの運用停止を伴うシステムのメンテナンス業務を、毎月 48 時間を限度として定期的実施することができるものとし、当該メンテナンス業務の実施時期及び期間は当社の裁量により決定することができるものとします。また、当社は営業日外に当該メンテナンス業務を実施する義務を負いません。
2. お客様による本ライセンス用サーバへのアクセスが著しく増加し、本ライセンス用設備に過度の負荷を与えている場合又はそのおそれのある場合、当社は、すべてのお客様に対して安定したサービスの提供を確保するために、データセンターのアクセスや利用を制限し、お客様に対する本ライセンスの提供の一時停止をする等適切な措置を講じることができるものとします。
3. 当社は、第 1 項に定めるメンテナンス業務とは関わりなく、次の各号に該当する場合には、当社の判断に基づいて本ライセンスの運用を停止できるものとします。

- (1) 天災、地変、地震、水害、噴火、津波、火災、停電、戦争、暴動、騒乱その他の不可抗力事由が発生し、又は発生するおそれがある場合。
 - (2) 第 23 条に定める電気通信設備の故障が発生した場合等、本ライセンス用設備の保守上、維持管理上又は工事上やむを得ない事由が生じた場合。
 - (3) 本ライセンス用設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合。
 - (4) 法令による規制、司法機関、行政機関その他規制機関の判決、命令、決定等がなされた場合。
 - (5) その他、当社が必要やむを得ないと判断した場合。
4. 当社は、前 3 項に基づき本ライセンスの提供が停止されたことによって生じたお客様及び第三者の損害、損失、費用等については一切責任を負いません。
 5. 当社は、第 1 項ないし第 3 項により本ライセンスの全部又は一部の運営を停止する場合は、あらかじめその旨をお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第25条 (保証及び免責)

1. 当社又は提携事業者の責に帰すべき理由により、お客様が本ライセンスを全く利用できないことを当社に通知し、当社がこれを受領した時点から 72 時間以上その状態が継続した場合、かかる利用不可能な時間に相当するサービス料金額を発生した損害額とみなし、当社はその額を限度に損害額を賠償します。なお、当社の故意又は重過失によって正常に本サービスの提供ができなかった場合、当該限度額は適用されないものとします。ただしその場合でも、当社は、第 4 項に定める金額の範囲内での損害賠償以外、一切の責任を負わないものとします。
2. お客様が本ライセンスを利用してデータセンタに保存した電子データに障害が発生し、かつ当該電子データの復旧が不可能な場合、当社は、当社の故意又は重過失によって生じた損害について第 4 項に定める金額の範囲内での損害賠償を負担する以外、一切の責任を負わないものとします。
3. 本ライセンス又は本契約に関連して発生した損害、損失、費用等のために当社が負う法律上の責任は、前 2 項に定める責任の範囲に限られるものとし、また、直接的な通常損害以外の特別損害、間接損害、付随的損害、懲罰的損害等一切の損害、損失、費用については、予見可能な事情に基づくか否かを問わず、当社は何ら責任を負わないものとします。なお、以下に列挙された事由（ただし、これらに限られない。）は、当社の責めによらない事由であり、当該事由からお客様に何らかの損害、損失、費用等が生じたとしても、当社はそれらについていかなる法律上の義務も責任も負わないものとします。
 - (1) 天災、地変、地震、水害、噴火、津波、火災、停電、戦争、暴動、騒乱その他の不可抗力事由。

- (2) お客様用設備、電気通信回線その他本ライセンス用設備に属さない設備又は運用環境における瑕疵又は欠陥。
 - (3) 第三者からコンピュータウィルス対策ソフトを入手し、本ライセンス用設備を保護していたにもかかわらず生じた、コンピュータウィルス等不正なプログラムの本ライセンス用設備への侵入及び感染。
 - (4) 本サービス用設備への第三者の故意による不正アクセス又はハッキング。
 - (5) お客様、利用担当者、又は第三者による関連情報の不正利用。
 - (6) 提携事業者が本ライセンスを利用可能な状態にするために設置し、かつ維持する電気通信設備その他の設備（入出力装置を含む）及びソフトウェアにおける瑕疵又は欠陥。
4. お客様に対する本ライセンス又は本契約に関する損害賠償等の総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為、その他請求の原因の如何にかかわらず、お客様が直近の 6 ヶ月に当社に支払った本ライセンスの利用料金の金額を限度とするものとします。
 5. 当社は、本ライセンスがお客様の要求及び目的を完全に満たすこと、又はシステム仕様が特定の目的に適合することを保証しません。
 6. 当社は、お客様が独自に保有する環境において本ライセンスが利用可能であることを保証しません。
 7. 当社は、本ライセンスの対象となる電子データの内容、目的、用途、性質、有効性、合法性、法的拘束力、強制可能性、解釈その他の事項に関し、一切の責任を負わないものとします。また当社は、当該電子データの真正性、正確性、完全性等に関し、一切保証するものではありません。
 8. 当社は、本ライセンスによる電子データの保存によって、法令上の文書保存義務の履行が確保されることを何ら保証するものではなく、当該義務の履行確保は、お客様の責任において行われるものとします。
 9. 当社は、本ライセンスにつき、本契約に明確に定める責任以外、表明保証責任、補償責任、賠償責任その他いかなる責任も負わないものとします。

第26条 (情報の収集)

お客様は、当社が関連ソフトウェア及びそれに関連する製品の品質向上並びにそれらに関連するサポートを目的として、関連ソフトウェアがインストールされているコンピュータの情報の開示をお客様に求め、当社自ら当該情報を収集し、検討、分析する場合があることに同意するものとします。ただし当社は、収集、検討、分析した情報についてお客様の個人情報と関連付けることはせず、当社の情報セキュリティ基本方針に従って管理するものとします。なお、当社の情報セキュリティ基本方針の内容は、当社ホームページをご覧ください（下記参照）。 http://www.ri-ir.co.jp/security_policy.html

第27条 (秘密保持)

1. 当社及びお客様は、相手方より秘密と指定された上で開示された情報（以下「秘密情報」といいます。）を秘密として取り扱い、相手方の書面による事前の同意がない限り、第三者に開示又は漏えいしてはならないものとします。ただし、かかる秘密情報を受領した当事者（以下「情報受領者」といいます。）は、法律、規則、政府ないし裁判所の命令に基づき開示が義務付けられた情報については、当該義務付けられた範囲で開示することができるものとします。この場合、当該開示の必要性が明らかになった後、直ちに（かつ可能な限り当該開示の前に）相手方に対してその旨を通知するものとします。
2. 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については、適用されません。
 - (1) 受領の時点で既に公知であった情報又は情報受領者の責によることなく公知となった情報。
 - (2) 受領した時点で情報受領者が既に保有していた情報。
 - (3) 情報受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
 - (4) 情報受領者が秘密情報によらず独自に開発した情報。
3. 当社が本ライセンス、関連ソフトウェア、関連資料、その他関連契約に規定する当社が提供するその他の製品若しくはサービスに関連する業務の一部を第三者に委託した場合、当社は本契約又は関連契約に基づき、又は当該業務の遂行上必要な範囲において秘密情報を当該第三者に開示することがあり、お客様はこれにあらかじめ異議なく同意するものとします。
4. お客様は、当社が本契約及び関連契約に基づく業務の実施過程において、お客様の保有するコンピュータにアクセスすることを依頼された場合に、お客様のコンピュータから意図せず情報を取得することがあることに予め異議なく同意するものとします。その場合、当社は取得した情報を本条で定める秘密情報として取り扱います。

第28条 (通知)

1. 当社がお客様に対し、本契約及び本ライセンスに関連して通知をする場合、書面、ライセンス証書に記載されたメールアドレス宛の電子メール、当社の Web サイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法によるものとします。
2. お客様は当社からの通知が前項に定める方法により行われることを了承し、当該通知を受領するために、適宜通知の有無を確認することに同意するものとします。
3. 当社が第1項に基づき電子メール又は Web サイトへの掲載により通知を行った場合、当該通知はインターネット上に配信された時点をもってお客様に到達したものとみなします。

第29条 (協議)

本規約に定めなき事項又は本契約の解釈に疑義を生じた場合は、お客様及び当社は誠意をもって協議し、解決するものとします。

第30条 (準拠法及び合意管轄)

本契約は日本国法を準拠法とし、当社及びお客様は本契約により生じる紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

第1条 本規約は、平成20年6月1日から有効とします。